

令和3年度第4回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年7月9日（金）午後1時50分 から 午後3時10分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（21人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩淵	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員

		1番	水越	修一
		3番	栗島	和子
		19番	永井	尚子

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 13 号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

4、議案

議案第 23 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 24 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 25 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 26 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定に基づく筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取について

5、報告

報告第 14 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 15 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 16 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 17 号 制限除外の農地移動届について

報告第 18 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

6、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長

田所 秀一

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ課長補佐

高島 満

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

倉持 寿和

農地調整課庶務調整グループ主事

信田 啓太

7、会議の概要

議 長

只今より、令和3年度第4回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、21名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、1番 水越委員、3番 栗島和子委員、19番 永井委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

(3番議席 飯泉孝 委員 退席)

午後1時53分

只今、飯泉委員が退席されましたので、出席委員は、20名であります。会議は定足数に達していますので成立いたします。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、9番 國府田委員と10番 秋山委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第13号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局長
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第13号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて、令和3年7月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちら議案書4ページの議案第23号、受付番号1番の案件になっております。6月10日付け取り下げ願いが提出されております。取り下げ理由については、申請後に地権者が死亡したため取り下げるものとなっております。なお4ページの3番が改めて申請されたものとなっております。以上です。

議 長

報告のとおりでございます。議案書4ページ、議案第23号、受付番号1番の削除をお願いします。

次に、日程第4、議案第23号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

倉持主任より説明いたします。

議案第23号、農地法第3条の規定による許可について、令和3年7月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

1番は取下げ、2番は保留となります。

番号：3番、譲受人：筑西市向上野、譲渡人：つくば市並木3丁目、申請土地の表示：向上野字道久保、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：530㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,346㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：109a、従農者数：2（1）、譲渡人の経営面積：132a。

4番、筑西市松原、埼玉県朝霞市幸町3丁目、松原字城ノ内、畑、田、2,135㎡、売買、491a、3（2）、69a。

5番、筑西市松原、埼玉県朝霞市幸町3丁目、松原字城ノ内、畑、畑、220㎡、売買、42a、6（2）、69a、10月1日始期の利用権と同時許可となります。

6番、筑西市中根、東京都台東区松が谷2丁目、中根字道保、田、田、575㎡、外3筆、合計4筆、合計面積3,558㎡、売買、695a、3（2）、36a。

7番、筑西市細田、水戸市上国井町、細田字西柳、田、田、991㎡、売買、1,772a、3（3）、160a。

8番、筑西市鍋山、筑西市松原、松原字大池、畑、畑、827㎡、外1筆、合計2筆、合計面積887㎡、交換、49a、4（1）、64a、番号9番と交換となります。

9番、筑西市松原、筑西市鍋山、松原字大池、田、田、1,204㎡、交換、55a、8（3）、61a。

10番、筑西市伊讚美、筑西市丙、伊讚美字中原、畑、畑、136㎡、売買、324a、7（2）、3,360a。

11番、筑西市築地、筑西市宮後、宮後字裕、畑、畑、492㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,079㎡、売買、79a、2（1）、22a。

12番、筑西市門井、栃木県真岡市物井、門井字坊ヶ島、畑、畑、640㎡、贈与、56a、5（2）、31a。

13番、筑西市井上、筑西市井上、井上字西門、畑、畑、381㎡、売買、661a、3（2）、61a。

14番、筑西市羽方、筑西市国府田、羽方字二ツ塚前、田、田、670㎡、外1筆、合計2筆、合計面積778㎡、交換、106a、2（2）、28a、番号15番と交換であり、10月1日始期の利用権と同時許可となります。

15番、筑西市国府田、筑西市羽方、羽方字二ツ塚、田、田、1,210㎡、交換、28a、2（2）、106a、10月1日始期の利用権と同時許可となります。

16番、筑西市嘉家佐和、筑西市嘉家佐和、嘉家佐和字出口、畑、畑、1,027㎡、贈与、72a、2（1）、72a。

17番、筑西市黒子、東京都世田谷区太子堂3丁目、井上字清水、畑、畑、1,069㎡、売買、93a、2（2）、11a。

18番、筑西市上野、筑西市関本上中、関本上中字十二天、畑、畑、755㎡、売買、2,476a、4（3）、8a。

19番、筑西市乙、筑西市乙、西谷貝字西谷貝、畑、畑、840㎡、贈与、同一

世帯、3（1）、66a。

20番、筑西市布川、筑西市舟生、舟生字童子、畑、畑、3,626㎡、売買、137a、2（1）、56a。

21番、筑西市下野殿、東京都足立区花畑六丁目、嘉家佐和字出口、畑、畑、312㎡、贈与、60a、2（1）、3a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

寺内美雄
委員

5番、寺内が説明いたします。

番号の3番、4番、5番、6番、8番、9番、11番について調査をいたしましたので説明させていただきます。まず3番ですが、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんで現地に出向きまして、調査をいたしました。以前から農地としての状態が良くなかったためどうかといったことでしたが、随分と良くなっており、現場におられました譲受人の代理の方にも話をいたしました。今後、また更に状態を良くしまして、さつまいもなどを作りたいということをお話しておられました。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん共に許可相当ではないかと判断しましたので、皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。また、先月30日に農業委員さん4名、農地利用最適化推進委員さん2名で、書類審査を行ったことを申し添えます。続いて4番と5番です。こちらは譲渡人が同一ですので合わせて説明をさせていただきます。この譲渡人ですが、元々明野地区から出た方の娘さんであります。昨年父親が亡くなって、その土地を相続したのでありますけれども、埼玉に住んでおりまして、自分としても耕作できないということ、それから更に4番の譲受人、5番の譲受人に以前から耕作をお願いしていたということから今回の相続を機に、2人にこの後も耕作をお願いしたいと売買の話を持ちかけたところ、快く引き受けてくれるということになったそうです。譲受人についても確認をいたしました。譲渡人と同様に、元々自分たちが耕作をしており、快諾をしたということでもあります。この2件についても許可相当であろうかと思えます。皆様のご審議をお願いいたします。続きまして6番です。譲渡人は、元々明野地区から出た方の息子さんであります。3年程前にお母さんが亡くなられて、その農地を相続したわけではありますが、こちらの方は東京で神社の宮司さんをされております。浅草の立派な神社のようです。いずれにしても耕作はできないということで、以前から耕作をお願いしておりました譲受人に引き受けてもらえないかということで相談をしたそうであります。譲受人についても認定農業者になっており、息子さんも農業を始められ、2人で、親子でやっているような状況であります。そのようなことから規模拡大も図りたいということで、今回の売買になったそうです。こちらについても許可相当かと思われます。皆様のご審議をお願いいたします。続きまして8番、9番につきましては、この2人の交換ということでもあります。双方に聞いたところ、現在こちらの地区は、基盤整備が進んでおり、それに伴い、それぞれが用水を挟んで逆側といいますか、8番の譲受人ですと自宅や土

地から遠い所、それから9番の譲受人については、同じように用水を挟んで自分の田んぼから遠い所に申請土地がお互いにあるということで、今回を機に、基盤整備の前にお互いに交換をして耕作しやすいように、自分の持っている土地の近くに寄せたいということで、話し合っただけで交換ということになったそうがあります。こちらについても許可相当であろうかと思えます。皆様のご審議をお願いいたします。続いて11番です。譲渡人については農家をされていないということで、譲受人に対して売買の話を持ちかけたところ、話が進んだそうがあります。内容についても、申請どおり間違いはないということでもあります。こちらについても許可相当であろうかと思えます。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 7番をお願いします。

蓮沼俊男 16番、蓮沼が報告します。
委員 先月の30日に書類審査、その後、本人に確認をいたしましたところ、渡人は県の農林振興公社でありまして、今回の案件は基盤整備に伴ったものであり、受人である方は地域の担い手でありまして、何ら問題ないと思われまます。更なる審議を皆様よろしくをお願いいたします。

議 長 10番をお願いします。

瀬端洋 23番、瀬端です。
委員 ご報告申し上げます。去る6月28日に書類審査をしまして、その後、受人によく確認しました結果、申請土地は市の土地だということでありまして、現状は長いこと田として使用していたということでもあります。そのようなことから、行政の方から受人の方に払い下げを行いました。書類上も又、本人からのお話を聞きましても許可相当かと思えますので、よろしくご審議の方をお願い申し上げます。以上です。

議 長 12番をお願いします。

岩渕進 6番、岩渕です。
委員 案件の12番をご報告いたします。6月30日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査を行いました。後日、電話で申請内容の確認を行いました。譲受人と譲渡人は、叔母と姪の親族関係にあり、書類に不備もなく許可相当であると思われまますが、皆様方の更なる慎重審議をお願いいたします。以上です。

議 長 13番をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委員

13番と17番を報告します。13番ですが、書類審査後、譲渡人譲受人と直接お会いしましてお話を聞きました。譲渡人は地元で建設業を営んでる方でして、資材置場の脇に譲受人の持っている宅地があったそうなんですが、拡張するのにこれを譲っていただけないかということでお話をしたところ、譲受人は農地の方がいいということで、近くに畑があったものですから、これを売買になったそうです。続きまして17番ですが、譲渡人譲受人はご親戚関係にありまして、譲渡人は、東京都に居住であり、遠方で管理ができないということで、買っていただきたいということだったそうです。現地調査の1週間位前でしょうか。事務局並びにこの譲受人から電話がありまして、現地は耕作放棄地状態で、草が相当生い茂っておりました。また10cm程度の木も生えている状態でしたので、農地としては見られないから管理をお願いしたいということで譲受人に依頼をしたところ、現地調査の2、3日前までには綺麗になって、畑状態になっておりましたので、両案件とも許可相当と思われれます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

14番をお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。

14番と15番についてご報告申し上げます。去る28日に書類審査の後、現地を見てきました。また後日、双方の受人の方に電話をしましたが、申請内容に間違いがないということで、何ら問題ないと思われれます。更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

16番をお願いします。

関口均
委員

15番、関口です。

16番、21番についてご説明いたします。まず16番ですが、この案件は渡人受人は親子でありまして、受人の話では、この土地が住居と地続きであり、水道管なども通っているために、この畑を贈与してもらったということです。提出されました書類に問題もなく、許可相当と思われれますが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。続きまして21番でございますが、この案件は渡人と受人は従弟であります。渡人の話では、土地に本来は住居を造る予定であったんですけれども、造らないということになりまして、本家の長男に出す訳だったんですが、長男が亡くなりましたので、分家であります次男の方に出すということになったそうです。何ら問題もなく許可相当と思われれますが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

18番をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。

18番と20番を報告いたします。18番と20番は内容が同じなので一括して報

告させていただきます。申請土地は、どちらも譲受人が譲渡人から以前から使用貸借で耕作していた物件です。譲渡人の両名は、今後耕作する意思がないということで今回の売買の申請になりました。両方に確認してきましたので、間違いのないことを報告申し上げます。以上です。

議長 19番をお願いします。

宮山繁治 17番、宮山でございます。

委員 3条の案件で17番の贈与の件ですが、6月28日に書類審査で確認しております。譲受人と譲渡人は親子でありまして、次の日に自宅訪問しまして、両者に間違いのないということで返事をもってしております。許可相当と思われそうですが、更なる審議をお願い申し上げます。以上です。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第23号は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第24号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 倉持主任より説明いたします。

倉持主任 議案第24号、農地法第4条の規定による許可について、令和3年7月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号: 1番、申請人: 筑西市宮後、申請土地の表示: 宮後字西ノ内、台帳地目: 畑、現況地目: 宅地、面積: 673㎡の内 58.90㎡、転用目的: 農家住宅。

申請地は、県道下妻真壁線の北北西側約851m、県道東山田岩瀬線の東側約35mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、転用許可を得ずに農業用物置を設置し、住宅敷地として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

番号2番は保留になります。

3番、筑西市細田、細田字原山、畑、宅地、90㎡、農家住宅。

申請地は、県道横塚真壁線の北側約170m、県道つくば真岡線の北西側約1.2mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、転用許可を得ずに農業用物置を設置し、住宅敷地として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

寺内美雄
委員

5番、寺内より説明をさせていただきます。

1番ですが、先月の30日に書類審査をし、農業委員、農地利用最適化推進委員全員で現地を確認してまいりました。先程、事務局から説明があったように、今回息子さんが住宅を建てるにあたって、申請人の親の代に農業用物置という納屋を建ててしまったということで、その部分については是正すべく、宅地にしたいという申請でありました。本人に聞いたところ、知らずに建ててしまったと、親父の代だったんだけどもという話をしておられまして、大変申し訳なかったということでした。先程説明もありましたとおり、始末書が添付されておりました。つきましては、許可相当かと思われまます。皆様のご審議の程をお願いしたいと思います。以上です。

議長

3番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼が報告します。

書類審査後、協和地区の農地利用最適化推進委員と農業委員全員で現地確認をいたしました。そして申請人に直接お話も聞くことができました。今回、屋敷一帯の測量をしたところ、住宅と一体に使用されている納屋があるのですがこの申請土地に建っているということでの是正ということで、今回の申請になったそうです。許可相当と思われまますが、皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

議案第 24 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 24 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 3 年 7 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番、譲受人:水戸市赤塚一丁目、譲渡人:筑西市中館、申請土地の表示:中館字狭間下、台帳地目:畑、現況地目:田、面積:62 m²、外 2 筆、小計 3 筆、小計面積 193 m²、契約内容:売買、転用目的:太陽光発電設備。譲渡人がもう一人おります。筑西市中館、中館字狭間下、田、田、788 m²、外 2 筆、小計 3 筆、小計面積:1,199 m²、合計 6 筆、合計面積 1,392 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道折本駅から南側約 270m、国道 294 号線の東側約 32m に位置する、300m 以内に鉄道駅のある第 3 種農地です。申請者は、太陽光発電設備を設置するにあたり、適地を検討し、申請にいたっております。

2 番、水戸市赤塚一丁目、筑西市中館、中館字狭間下、田、田、1,152 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道折本駅から南東側約 256m、国道 294 号線の東側約 57m に位置する、300m 以内に鉄道駅のある第 3 種農地です。申請者は、太陽光発電設備を設置するにあたり、適地を検討し、申請にいたっております。

3 番は保留となります。

4 番、筑西市下野殿、筑西市下野殿、下野殿字佛前、畑、宅地、481 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 89m、国道 294 号線の西側約 710m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、現在、隣地の実家にて子と両親、祖父母とで同居しております。今般、子の成長に伴い居室が手狭になったため住宅を建築する計画をたてましたが、申請地を転用許可を得ずに物置として利用してきたことが判明したことからこれを是正し、新たに住宅を建築すべく申請するものです。なお始末書が添付されております。

5 番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、280 m²、売買、自己住宅。譲渡人がもう一人おります。筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、

221 m²、合計 2 筆、合計面積 501 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線から南東側に約 1.5 k m、飛行場通り沿いに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて妻と子の 4 人で居住しております。今般、生活基盤の確立を図り、実家に近く利便性がよい当該地に住宅を建築するべく申請するものです。

6 番、筑西市乙、筑西市玉戸、幸町三丁目、畑、畑、358m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約 423m、国道 50 号線の南側約 1.3 k m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は現在、借家にて妻と子の 3 人で居住しております。子の成長に伴い手狭であることから住宅を建築するものです。

7 番、筑西市玉戸、筑西市玉戸、玉戸字山ヶ島、畑、畑、1,120 m²、売買、車両置場兼資材置場。

申請地は、県道筑西三和線の北側約 1.3 k m、国道 50 号線の南側約 539m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、筑西市内で衛生業を営んでいる法人です。今般、既存の置場の貸借期間の満了に伴い、返却が必要なことから代替地として車両置場兼資材置場を設置すべく申請するものです。

8 番、桜川市富士見台一丁目、筑西市知行、茂田字新山、山林、畑、494 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 190m、県西総合運動公園の南東側約 295 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、市外の借家にて妻の 2 人で居住しております。今般、生活基盤の確立を図るため住宅を建築するものです。

9 番、筑西市下中山、筑西市成田、成田字御斉明、畑、畑、55 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 313 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 100m、県道筑西つくば線の東側約 180m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、現在、妻の実家にて妻の家族と子の 6 人で同居しております。今般、独立し、生活基盤の確立を図るため住宅を建築するものです。

10 番、筑西市門井、筑西市門井、門井字坊ヶ島、畑、畑、349 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、国道 50 号線の南東側約 116m、筑西市立協和中学校の北西側約 211 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、実家にて両親と妻との 4 人で同居しております。今般、実家では手狭であるため、隣地である申請地に自己用住宅を建築するものです。

11 番、常総市中妻町、筑西市宮後、宮後字猫内、畑、畑、794 m²の内 242 m²、使用貸借、盛土による一時転用。譲渡人がもう一人おります。筑西市海老ヶ島、

宮後字陣場、畑、畑、630㎡の内533㎡、外1筆、小計2筆、小計面積2,614㎡、合計3筆、合計面積2,856㎡、使用貸借、盛土による一時転用。

申請地は、県道東山田岩瀬線の南側約50m、県道下妻真壁線の南東側約197mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。土地に傾斜がついており、営農に支障をきたすため、耕作条件を改善すべく盛土による一時転用申請をするものです。なお、あおもの野菜を作付けする計画となっております。

12番、筑西市二木成、筑西市成田、成田字御斉明、畑、畑、389㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の東側約200m、県道石岡筑西線の北側約294mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて妻と2人で居住しております。申請地は実家に近く、両親の将来等を考えて適地と判断し、住宅を建築すべく申請をするものです。

13番、筑西市蕨、筑西市蕨、蕨字北ノ内、畑、雑種地、93㎡、贈与、駐車場。

申請地は、県道筑西つくば線の南西側約93m、県道石岡筑西線の南側約1.4kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地の近隣に居住しております。子の成長に伴い駐車場が手狭になっているため、駐車場を新設すべく計画しておりましたが、転用許可を得ずに申請地を駐車場として利用してきたことが判明したことからこれを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

14番、筑西市五所宮、筑西市上平塚、筑西市上平塚、上平塚字堀角、畑、畑、260㎡、使用貸借、農家住宅。

申請地は、筑西市下館総合体育館の北西側約566m、県道結城二宮線の東側約433mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、孫との同居を考えておりましたが、住宅の老朽化が進んでいるため、建て替えの計画をしております。祖母と両親を含め7人で居住するため二世帯住宅を建築するにあたり現在の住宅敷地では手狭であるため申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

坂入進
委員

24番、坂入です。

1番、2番をご報告いたします。6月28日に書類審査及び現地確認を行いました。なお後日、受人渡人に電話確認いたしました。どちらも最寄りの駅より300m以内となっております、第3種農地でございます。特に問題はないと思われませんが、更なる皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

議長

4番をお願いします。

関口均

15番、関口です。

- 委員 4番について説明いたします。渡人と受人は、祖父と孫にあたります。現在は同居しております、受人の子供が小学生になりまして、母屋の南側に家を建築するというございます。何ら問題もなく、提出された書類に不備もありませんでした。許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 5番をお願いします。
- 宮崎亨
委員 14番、宮崎です。
6月28日に書類審査及び現地調査を行いました。現地の状況は畑であります。申請人に連絡調査をいたしました。自己住宅を取得するというございますので、近所に土地があったので譲り受けるということですので、許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
- 議長 6番をお願いします。
- 國府田
喜久男
委員 9番、國府田です。
6番と7番を報告いたします。6月28日、書類審査の後、現地確認をいたしました。その後、電話確認いたしました。まず6番ですが、渡人と受人は親子であり、トマトやトウモロコシ、それからレストランを経営しております。子供さんの方は現在、アパートに住んでおりますので、実家近くのこの物件の方に家を建てるとございます。親子関係ですので問題はなく、許可相当と思われます。次に7番ですが、渡人は申請土地の畑を耕作することが難しく困っていたところ、衛生会社の方から話がありまして、譲り渡したということでした。双方に確認をしましたが、許可相当と思われます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 8番をお願いします。
- 大林富子
委員 11番、大林です。
8番と9番についてご報告いたします。まず8番について、6月28日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。現地の状況は畑であり、譲受人2名と譲渡人にそれぞれ電話で確認しましたところ、契約内容に間違いのないことでしたので、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。続きまして9番につきましてですが、やはり6月28日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。現地の状況は畑2筆であり、また譲受人、譲渡人の双方に電話で確認しましたところ、契約内容に間違いのないことでしたので、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 10番をお願いします。

稲見
くに子
委員

8番、稲見です。

10番について報告します。6月30日に書類審査並びに現地確認を行いました。後日、渡人のお宅に訪問しお話を伺ってきました。受人と渡人は親子です。受人は現在、両親と同居しており、年齢も大分とってきたので自分の家を持ちたいということで、渡人の土地を借りて家を建てたいとのことです。書類に不備もなく、許可相当かと思いますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長

11番をお願いします。

寺内美雄
委員

5番、寺内がご報告します。

11番ですが、一時転用における使用貸借です。去る6月30日に農業委員、農地利用最適化推進委員全員で書類の審査、現地確認をしてきました。その後、私の方から関係者3名に電話にて確認をいたしました。まず渡人側ですが、申請書類のとおり間違いのないことでした。次に受人側に確認しましたところ、建材会社なのですが、会長が電話の対応をされました。今回、盛土ということなのですが、書類を見たところ、牛久にあるヨークベニマルの建設予定地からの土が運びこまれるということなんですけれども、申請地は今、畑になっているところなのですが、道路からかなり低くなっており、そして実は、畑自体も斜面になっております。現在のところ耕作がされていないようで草が生えておりました。受人側の会長さんの話ですが、以前も道路から自転車の人が落ちたということがあって、地主さんも結構気にはされているようですよという話をしておりました。今回、畑なので盛土をして、ちゃんと畑として作ればいいなということで、たまたま元受けはダイワハウスのようでありますけれども、牛久にあるヨークベニマルになる予定地から出た黒土の、良い土が出るようなんですけれども、それを持ってきて盛土をして、畑にしたいというようなことでした。こちらにつきまして、許可相当と思われそうですが、ただ外から土が運びこまれるということなので、事務局でも環境課と話し合いながら注視をしていきたいということでした。以上許可については相当かと思われそうです。皆様の審議をお願いいたします。

議長

12番をお願いします。

瀬端洋
委員

23番、瀬端です。

12番と13番についてご報告申し上げます。まず12番ですが、渡人受人は、親子関係でありまして、娘に土地を贈与いたしまして、そこに家を建てるということをございます。双方に電話をしまして確認しましたところ、書類上のことが間違いのないことが確認できました。次に13番ですが、こちらも28日に書類審査をし、現地を確認しました。こちらは受人が駐車場として長いこと使用していたのですが、そこが手狭となりましてもう少し広げたいということで申請されてきました。書類審査に不備もなく、申請人双方に確認をし間違

いないということでしたので、許可相当かと思えます。2案件につきましてご審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 14番をお願いします。

宮山繁治 17番、宮山です。

委員 14番、使用貸借の件ですが、28日に書類審査、現地確認をしております。その際に申請人双方がおりまして、親子関係であります。住宅の建替えであり宅地の追加をするものであり、親の居住地であります。隣の道路も広く、最適と考えます。許可相当と思われませんが、更なるご審議をよろしく申し上げます。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第25号を採決いたします。

議案第25号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第25号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第26号「現況確認証明(非農地証明)について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 信田主事より説明いたします。

信田主事 議案第26号、現況確認証明(非農地証明)について、令和3年7月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号1番、申請人:筑西市海老ヶ島、申請土地の表示:海老ヶ島字赤町、台帳地目:畑、現況地目:宅地、面積:216㎡、現況:住宅敷地。

申請地は、県道筑西つくば線の東側約420m、明野支所の南東側約1.3kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2番、筑西市江、江字新宮、畑、宅地、503㎡、外1筆、合計2筆、合計面積

916 m²、工場敷地。

申請地は、県道筑西三和線の南側約 825m、県道結城下妻線の西側約 995mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

3 番、筑西市木戸、藤ヶ谷字大砂久保、畑、山林、1,044 m²、山林。

申請地は、筑西市立関城東小学校の南西側約 298m、県道明野間々田線の南側約 123mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

4 番、筑西市山崎、山崎字新堤、畑、宅地、799 m²、住宅敷地。

申請地は、筑西市立五所小学校の南側約 343m、県道結城二宮線の東側約 1.5 kmに位置する土地です。平成 6 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

5 番、筑西市中館、中館字狭間下、田、宅地、183 m²、倉庫敷地。

申請地は、国道 294 号線の東側約 67m、筑西市立中小学校の南側約 307mに位置する土地です。平成 6 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

6 番、筑西市下野殿、下野殿字佛前、畑、宅地、344 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 649 m²、倉庫敷地。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 91m、国道 294 号線の西側約 755mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

7 番、筑西市大谷、大谷字津久江、畑、宅地、171 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,545 m²、住宅敷地。

申請地は、筑西市立五所小学校の西側約 287m、県道真岡筑西線の北側約 138 mに位置する土地です。昭和 50 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

8 番、筑西市細田、細田字原山、山林、山林、479 m²、山林。

申請地は、県道横塚真壁線の北側 231m、県道つくば真岡線の西側約 1.3 kmに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

9 番、筑西市松原、松原字中根、畑、山林、314 m²、山林。

申請地は、県道筑西つくば線の南西側約 27m、県道明野間々田線の北側約 1.7 kmに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

10 番、筑西市井上、嘉家佐和字一反歩、畑、山林、561 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,717 m²、山林。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側約 573m、県道明野間々田線の北側約 1.7 kmに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

11 番、筑西市小川、小川字五所館、畑、宅地、469 m²、住宅敷地。

申請地は、筑西市立下館総合体育館の北西側約 1.1 km、県道結城二宮線の北

側約 105mに位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

寺内美雄
委 員

5 番、寺内です。
1 番と 9 番について報告をいたします。先月の 30 日に書類審査と現地の確認を行いました。まず 1 番についてですが、現地を見たところ、塀の内側になっており正しく議案書のとおり住宅敷地の一部になっておりました。次に 9 番ですけれども、台帳は畑になっておりますが実際は篠山であり、とても畑とは思えない状態でした。2 件共にそれぞれ平成 10 年当時の航空写真が添付されており、また現地そのものもとても農地とは言えない状態でしたので、非農地であるということに、証明を出すことに相当であるかと思えます。以上、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

2 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。
先月の 28 日に事務局と関城地区の農業委員、農地利用最適化推進委員さん全員で書類審査並びに現地を確認してまいりました。この現場は宅地で、今住んでいる地続きの土地なんですけど、宅地は狭いのですが、製作所を経営しており仕事を安易に議案書のとおり設置してしまったということです。ここにあるとおり平成 10 年にはそのようなかたちになっており 20 年以上経過もしているということで宅地並課税もされていますので、非農地証明の許可を出しても、証明をだしても良いのではないかと全員で判断をしてまいりました。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎が報告いたします。
6 月 28 日、書類審査と現地確認をしました。願出によればこの土地は、平成 10 年位前より雑木林になっていたようで、現地の状況は雑木林であり、願出の状況が確認できるものでした。したがって、非農地の証明は可能と判断しますが、皆様の更なるご審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

4 番をお願いします。

坂入進
委 員

24 番、坂入です。
4 番、5 番、7 番を報告いたします。6 月 28 日に書類審査及び現地確認を行いました。4 番、5 番、7 番、いずれにおかれましても以前よりの航空写真により 20 年以上経過していることが認められ、許可相当かと思われますが更なる

皆様方のご審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長

6 番をお願いします。

関口均
委 員

15 番、関口です。

6 番と 10 番について説明いたします。先月 28 日に書類審査、また現地確認を行いました。6 番でございますが、住居の前と北側と南側にあたります。どちらとも小屋が建っており、すでに 20 年以上経過ということです。次に 10 番については、周りは山林でありまして、すでに 20 年以上経過していると思われまます。ゆえに、6 番、10 番共に非農地証明は可能と思われまますが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

8 番をお願いします。

蓮沼俊男
委 員

16 番、蓮沼です。

先月 30 日に書類審査後、協和地区委員全員による現地確認と本人に直接聞いてまいりました。今回、地目のところで台帳も山林、現況も山林といことで、これは別に農業委員会の申請に直接関係ないのではないかということで事務局に伺ったところ、もとの地番が、分筆前の地番ですね、これが畑ということで、申請の対象になったそうです。23 年以上山林の状態でありまして、非農地証明は可能ということで判断してまいりました。皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

11 番をお願いします。

瀬端洋
委 員

23 番、瀬端です。

ご報告申し上げます。去る 6 月 28 日に書類審査並びに現地に行きまして、現況の調査を行いました。書類、また現況を見ましても 20 年以上経過しているということで間違いありませんので、許可相当かと思ひます。更なる皆様の審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 26 号を採決いたします。

議案第 26 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 26 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条の規定に基づく筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐、農政課板橋主任より説明いたします。

それでは、13 ページをお願いいたします。議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条の規定に基づく筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取について、令和 3 年 7 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。内容につきましては、農政課板橋主任より説明をお願いします。

板橋主任

農政課板橋と申します。本日はよろしくようお願いいたします。私から、今回の農業委員会定例総会の議案第 27 号として提出させていただきました、農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定に基づく筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取についての説明をさせていただきます。まずこの筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想いわゆる基本構想がどのようなものか説明いたします。議案名にありますとおり基盤強化法第 6 条に基づき各市町村が策定する構想で、概ね向こう 10 年間の農業経営発展の目標、安定的な農業経営の指針、そして農地の集積や利用関係の改善に関する事項、などを定めたものとなっております。基盤強化法第 6 条の前の基盤強化法の 5 条において、都道府県が基本方針というものを定めることになっていまして、これが 5 年に 1 回の今年がその見直しの年となっております。この茨城県の基本方針に伴いまして、筑西市を含む各市町村が今年度見直しを行うこととなっております。この見直しの業務については農政課が主体となっておりますが、農業関係の様々な幅広い内容について記載する必要性がありまして、北つくば農協さん、県西農林事務所の普及センターをはじめ関係機関に意見をいただきながら作業を進めているところでございます。今回はそのうちのひとつとして農業委員会さんに資料の 14 ページのとおり意見の照会をさせていただいております。それでは見直し案の説明をさせていただきます。まず全体的なところについてですが、今回の見直しについては、文言の見直しや誤字の修正を行っております。また前回の見直しから 5 年が経過しておりますので、各法令の改正、廃止、名称の変更があった制度や団体等の修正を行っております。では資料の 17 ページ、第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標をご覧ください。ここでは特段おおきな変更等はないのですが、先ほど申し上げた文言の

見直しや誤字の修正や言い回し等の変更を主に行っております。続きまして、資料の 20 ページ、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標についてご説明いたします。この項目では従来は集落営農経営を含めると 19 の営農類型について記載されておりました。しかし、例えばキュウリとトマトと水稲の複合経営という項目と、キュウリと水稲の複合経営という項目が別々であったり、メロンとレタスとトマトとはくさいと花き、お花ですね、と水稲という営農項目、筑西市ではあまりされないような地域の実態に即さないような項目が多々ありまして、これらを今回整理いたしまして市内の代表的な作物を中心とした 9 つの営農類型に整理させていただきました。それが 21 ページから 23 ページまで、1 番から 8 番とありますが、次の 24 ページ集落営農の普通作を含めました 9 つの営農累計というところに整理しております。続きまして次の資料 25 ページ、第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標についてですが、こちら先程の第 2 と同様に営農累型の修正となっております。こちらは 1 番から 10 番まで、10 類型として整理させていただいております。続きまして次の 27 ページからはじまる、第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標その他農業用地の利用関係の改善に関する事項、また 29 ページから始まる農業経営基盤強化促進事業に関する事項について説明いたします。この第 4、第 5 あたりが農業委員会さんが深く関係する事項になりますが、こちらについては主に文言の修正や法令の改正があった制度、団体名等の修正削除等を主に行っております。全体的としては大きな変更はございません。また第 5 の後に従来は、農地利用集積円滑化事業に関する事項が記載されておりましたが、この円滑化事業については中間管理事業へ統合されましたのですべて削除となっております。以上が議案第 27 号についての私からの説明でございます。ご審議の程お願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18 番、栗島です。

本日、総会前に農政企画審議会を開催し、議案第 27 号農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定に基づく筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取について、慎重に協議検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議ないとするを報告いたします。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 27 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 27 号を採決いたします。

議案第 27 号は、原案どおり、「農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条の規定に基づく筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」に同意する意見書を交付することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 27 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条の規定に基づく筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」に同意する意見書を交付することに、決しました。

次に、日程第 5、報告第 14 号から第 18 号を、事務局より説明願います。

菊地課長より、説明いたします。

報告第 14 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 3 年 7 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は 3 件です。

つづきまして報告第 15 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、令和 3 年 7 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の農地転用届出です。住宅敷地 1 件です。

つづきまして報告第 16 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 3 年 7 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。農業用倉庫敷地 1 件、自己住宅 2 件、住宅敷地 1 件、資材置場 1 件、貸駐車場 1 件、合計 6 件です。

つづきまして報告第 17 号、制限除外の農地移動届について、令和 3 年 7 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

制限除外の農地移動届出です。携帯電話の無線基地局の設置 2 件となっております。

つづきまして報告第 18 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 3 年 7 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約を含む 13 件となっております。以

上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和3年度第4回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和3年7月9日

議 長

署名委員

署名委員